**別表2（第8条第1項関係）**

病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

　**レベル1** (1)　通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

　　　 　 (2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

 **レベル2** (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。

 (2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネッ

 トの中で行う。

 (3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

 **レベル3** (1) 廊下の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離

 された実験室を用いる。

 (2) 壁､床､天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

 (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の

　　　　　　　　流入が行われるようにする。

 　 (4) 実験室からの排気は高性能フィルタで除菌してから大気中に放

 出する。

 (5) 実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。動物実験は生物

 学用安全キャビネット又は陰圧アイソレータの中で行う。

 (6) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

 **レベル4**第3条により、レベル4の病原体等を取り扱ってはならない。